

令和元年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和元年12月16日（月）午前9時開議

日程第 1 閉会中の継続調査、審査について

○出席議員（12名）

1 番	小 野 田	富 康	議員	2 番	亀 井 伝	吉 議員
3 番	森 田	義 昭	議員	4 番	本 間	清 議員
5 番	小 林	武 雄	議員	6 番	針ヶ谷	稔 也 議員
7 番	荒 井	英 世	議員	8 番	今 村	好 市 議員
9 番	黒 野	一 郎	議員	10 番	青 木	秀 夫 議員
11 番	市 川	初 江	議員	12 番	延 山	宗 一 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原	実 町 長
中 里 重	義 副 町 長
鈴 木	優 教 育 長
落 合	均 総 務 課 長
根 岸 光	男 企 画 財 政 課 長
丸 山 英	幸 税 務 課 長
峯 崎	浩 住 民 環 境 課 長
橋 本 宏	海 福 祉 課 長
小 野 寺 雅	明 健 康 介 護 課 長
伊 藤 良	昭 産 業 振 興 課 長
高 瀬 利	之 都 市 建 設 課 長
多 田	孝 会 計 管 理 者
小 野 田 博	基 教 育 委 員 会 長
伊 藤 良	昭 農 業 委 員 会 長

○職務のため出席した者の職氏名

小 林 桂 樹 事 務 局 長

川野辺	晴	男	庶務議事係長
福知	光	徳	行政庶務係長兼 議会事務局書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○閉会中の継続調査、審査について

○延山宗一議長 これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査の申出書が提出されておりますので、お諮りいたします。各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

○町長挨拶

○延山宗一議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。めっきりと寒くなってまいりましたが、令和元年第4回の定例会閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

まず、今回提出いたしました全議案、原案どおり可決をいただきまして、まことにありがとうございました。特に人事案件に同意をいただいたことはまことにありがたく、当人いずれも素晴らしい方でございますので、役職にのっとって精いっぱい頑張っていただけのもとの確信をいたしているところであります。また、会計年度任用職員の待遇改善に関する議案では、臨時職員の給与、あるいは費用弁償や勤務時間、休暇に関しましての改定、特にパートタイム職員さんの期末手当支給についての改善がなされたわけでございます。正職員に対し、臨時職員の数が年々多くなってきている今日、事務そのものも、仕事そのものも細部にわたって多くなってきていることも否定はいたしませんが、その人件費は、町財政に対しての影響も小さいものではないことから、今後は、密な人事管理もさらに必要になると思っております。

さて、2日目の一般質問では、5人中4人は先般の台風19号関係を中心とした質問でございました。70年余り、七十余年近くも大きな災害のなかった幸運の名のもと、経験したことのない超強力な19号でありましたので、結果的には、ほとんど被害のなかった当地域ではございましたが、初めての避難の指示を出ささせていただき、4,000人を超す多くの方々に避難をいただいたことから、当然ではありますが、いろいろな角度からの指摘もあったことも事実でございますし、我々もそういった感覚でございます。既に町民及び各種関係者をお願いをいたしました調査、反省等、回答いただいておりますので、慎重に分析、検討しながら、対

応策を一つ一つ張りつけていきたいと思っております。ぜひ若い議員さんにも防災士等の資格等をお取りいただきながら、安全安心の名実ともに板倉町の中心になっていただくようお願いをしたいものでもございます。

青木氏の一般質問につきましては、合併の休止判断に対し、仮に百歩譲って特定の委員や職員がどう言おうが動こうが、結果としては、法定協の中で幹事会の提案なしでも議論すべきとの意見や、独自で議論することの意見も出され、そのことも含め、継続か休止かの議論がされましたが、結果的には、それらは多数の意見で、最後は両首長の判断に任せられ、さらに圧倒的多数で休止が決定されたわけであります。どんな理屈をつけましようとも、事実として休止が、多くの傍聴者、マスコミが注視する中、青木氏も含めた法定協議会の中で手順を踏んで決定されたことは、動かせない周知の事実であります。青木氏やその他の委員の意見も聞いた上で、その上で全員で決定したことの重みも法定協の中でのことでもあります。どちらかという、法定協を軽視しているのは、青木氏自身ではないのでしょうか。みずからの意見、意思とは違った結果を踏まえ、特定の誰がどうの、彼がこうのというのは、個人の自由はありますが、公の場である議会での個人攻撃は、実態の経緯からして的外れであり、議会の品位を考えますと、いかななものかと思う次第であります。副町長も、個人的には別として、立場、職責から町長の意思が伝わるよう最大限の努力をするとの私との約束のもと、毎回の幹事会に参加することに、他の板倉幹事と一緒に対応の打ち合わせをし、同一歩調での幹事会の参加でもありましたし、終わって帰っての報告も、その都度受けてきましたし、このことの積み上げに加え、さらに会議録にも目を通し、私としても何の違和感もなく、考え方の違いもなく頑張っていたというふうにも思っておりますので、町長もだまされているのではないかと今回の議会中の発言には、まことに不穏当だと思っておりますし、総合的に副町長の弁護に回っているゆえんでもございます。

私は、合併に対して推進論者と言ってきておりますし、今も基本的には変わっておりません。しかし、無条件で合併をすると言ったことは、かつて一度も言った覚えはありません。合併することで、一定の効果である費用も当然増えてきます。それらで対応できる、例えば今回に当てはめれば、既存の板倉町のサービスの維持は当然求めたい。結局、単なるそれだけの要望に、何回調整会議をしても応じない、同意しない、当方の立場を理解しようとしなない相手とは、話を進める必要はないと、あるときから判断をしたと。それから、この相手は今の板倉が求める相手ではないとの判断により、これ以上は進められないということでの休止の方向やむなしと転換したところであります。

具体的には、平成30年2月10日、両自治体の正副首長、正副議長による非公式の会議がありました。内容は、立ち往生した幹事会に関しての今後の打開策を話し合ったものであり、当然お互いの主張を述べ合った場でもありました。このことは、事前から日時、場所、内容を設定した館林市からの要請のあった会議であり、この8者会談がきっかけでありました。この8者会談については、15回法定協の中で、須藤市長ともども重要な会議であったとそれぞれの発言により証明されましたが、市長の話す発言はお茶飲み話だ、立ち話だと、そのあげく私に対しましてまで、うそつき呼ばわりをすることは、全く理解に苦しむ感じがしたところでありまして、8者会談の当事者には、大衆の面前で証言もしていただきましたし、最も重要な15回法定協の中での板倉町議長による板倉町町長に対してのうそつきと断定された発言でしたので、恥ずかしゅうございましたが、マスコミも傍聴者もいる前で、加えて館林市の法定協の中で激しい応酬になり、どちらが正論か、会場の皆様の判断は、その当時参加をしていた議員諸君から見れば、おわかりだろうと考えておりま

す。

合併の話し合いは、私は、任意協であろうが法定協であろうが、県知事や国のお偉い方が来ようが来なかろうが、町民の幸せにつながると多数が判断をすれば進むでしょうし、つながらないと判断すれば当然没になるはずであります。話し合いの場によって、同じ結論が出ないということはあるとは思っております。場の違いであっても、内容が満足ができれば進むということであるし、まただめになるということでもあります。当然知事や国の役人の、この場合の役人というのは上位の役人ということにもなろうかと思いますが、知事や国の役人のための合併でなく、当然町民主役だからであります。今回、休止の賛成者、言いかえるとそのまま進んではいけないと判断された委員は、私を含め板倉側委員10名のうち8名であり、全員合併に賛成とっていた市長を含む館林側委員12名のうち9人の方も、館林のためにも休んだほうがよいと判断をされたということであろうと思っておりますが、そのことにより計21名中17名、新聞では19名中15名と書いてありましたが、提案者である市長も私も休止を提案したわけでありますから、協議会委員21名中17名が休止賛成ということ、これが今回の結果であります。

歩み寄れない5つか6つあったかと思っておりますが、項目の事項が邪魔をして休止になっているわけでありますので、最低限その深い谷間の溝が埋まらなければ、3年たとうが5年たとうが、開始はないというふうには私思っております。溝が埋まった上で、初めて話し合いが進んでいくのであろうと思っております。この結果は、この間行われたアンケートの合併に関する結果と、如実に合致をしております。このアンケートでは、理屈抜きで合併賛成10%、同じく理屈抜きで合併反対20%、今のサービスが維持されれば賛成22%、今のサービスが下がるのであれば反対28%でした。この結果を見れば、たとえアンケートではあっても、70%がサービスが維持されなければ合併反対との分析ができるわけであり、町民の意向に沿って進むのが民主主義であろうというふうを考えておまして、合併協議会の今回の結果を個人のせいにして、板倉町議会で幾ら追及しても、合併協議会で出した結論は動きません。

まれに見る4年間の議長職に青木氏もあられましたわけでありますが、そして合併発議者として板倉町議会の中での特別委員会の設置も、合併に対する意見の議員同士の交換や分析も、何の呼びかけもされなかったのは、青木氏自身でもあろうと思っておりますが、いかがでしょうか。会長も幹事長も全て館林であります。公の場を利用し、一般質問の名をかりての個人の追及の場に行っているようにも映る青木氏の姿勢は、見ようによっては思い込み、あるいはみずから都合のよい推論の組み立て、聞く耳を持たない発言とも見受けられるわけですが、どうなのでしょう。自己満足か、公務員に名誉毀損罪は成立しづらいことを踏まえての議会だよりまでを利用した計算ずくめの嫌がらせかいじめなのか、私にはよくわかりませんが、品位ある議会でありますので、自重を私自身としては求めたいというふうを考えております。

なぜなら、青木氏指摘の幹事会発言は、それ自体副町長も認めてはいるようではありますが、発言の意図は違うと全面的に否定しているわけでありますから、検察と被告人、あるいは刑事と被疑者を想像させるような一方的推論も含めた質問発言は、一般質問にはふさわしくないというふうには思っております。私も、過去議員でもありました。質問権という議員の持つ最も大事な権利は、尊重し、重視すべきではありますが、それを踏まえても、私としては一考すべきかなというふうには個人的に見解を述べさせていただいております。今回も私の発言の機会がなく、一方的でありましたことから、町長個人としての考え方も改めて、2回目ではありますが、述べさせていただいたところでございます。

以上ですが、議事関係につきましては以上でございます。

残りが少なくなりました今年でございます。年内いっぱいおのおのの議員さんの計画に基づいた多忙な毎日が続くと思われませんが、体調にぜひご留意くださり、よりよい年を迎えられますようご祈念申し上げ、また新年明けましたら、議論の場としての議会、正常な議会を保ちつつ、しっかりと町民のために尽くしてまいりたいというふうに思っておりますので、新年早々またお目にかかる日まで、ぜひお元気で過ごされますよう期待を申し上げ、ご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○閉会の宣告

○延山宗一議長 以上をもちまして令和元年第4回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午前 9時18分）